

退院調整ルール策定に関する今後の進め方 ～ルール策定に関する協議の場～

協議会

- ・在宅医療・介護連携推進協議会
⇒医療・介護連携全体の対応策の検討

部会

- ・退院調整部会
⇒退院調整にかかるワーキング

関係者周知・ 意見聴取

- ・介護支援専門員協議
- ・医療（看護）協議
- ・医療介護合同会議



退院調整ルールにおいて整理をしておきたいこと

1.共有する情報

- 介護⇒医療（入院）
在宅情報提供書
- 医療⇒介護（退院）
退院支援情報連携シート
- 医療⇒医療（転院）

2.連絡が必要な対象者

- 介護保険サービス利用有
- 介護サービス利用希望
- 病院が退院調整が必要だと思ふ患者

3.連絡のタイミング

- 入院するとき
- 退院するとき
- 転院するとき

スケジュール① (29年度)

運用開始H30.5月

	H29 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H30 1	2	3	4	5
協議会	22◎					◎			◎						
部会				☆			☆								
介護協議	研修にて	●	○		●	○									
医療協議	医師会 病院部会	□													
合同会議			★			★									
運用評価等							市民発 チラシ	病院窓 口集約	印刷物 原稿完 成	チラシ 手引き 印刷発 注		チラシ 手引き 納品	各病 院・事 業所発 送		

試験運用スタート

本格運用スタート

スケジュール② (30年度) 運用開始H30.5月

	H30. 6	7	8	9	10 半年後	11 評価	12	H31 1	2	3	4 1年後	5 評価	6	7	8	9
協議 会																
部会										☆						☆
介護 協議								●	○					●	○	
医療 協議																
合同 会議									★						★	
運用 評価 等					ア ン ケ ー ト 調 査 基 準 月	ア ン ケ ー ト 実 施					ア ン ケ ー ト 調 査 基 準 月	ア ン ケ ー ト 実 施				

退院調整ルールの論点整理①

●事業の軸

医療介護連携の推進による市民の療養生活の向上

●エリア

久留米市内の病院

●病床機能、病棟など

市内の病院 全34箇所にあナウンスを行う。

⇒医療介護連携においては、急性期・回復期に重点をおきながらも、療養病床からの退院も少ないとはいえあること、現時点で急性期からの直接の退院はまだ少なく（今後増加の見込み）、転院時の情報共有も視野にいれ全て病院とする。

⇒病棟での区別は、この退院調整ルールは疾病を問わないものとし、産科・小児科の単科以外は対象とする。

⇒入院退院時の病院と地域の介護の連携＋転院時の病院間の情報伝達のことを盛り込む必要がある。

退院調整ルールの論点整理②

29年度にルール完成後、手上げで参加を募り、参加病院を手引き等で公表し、本格運用開始



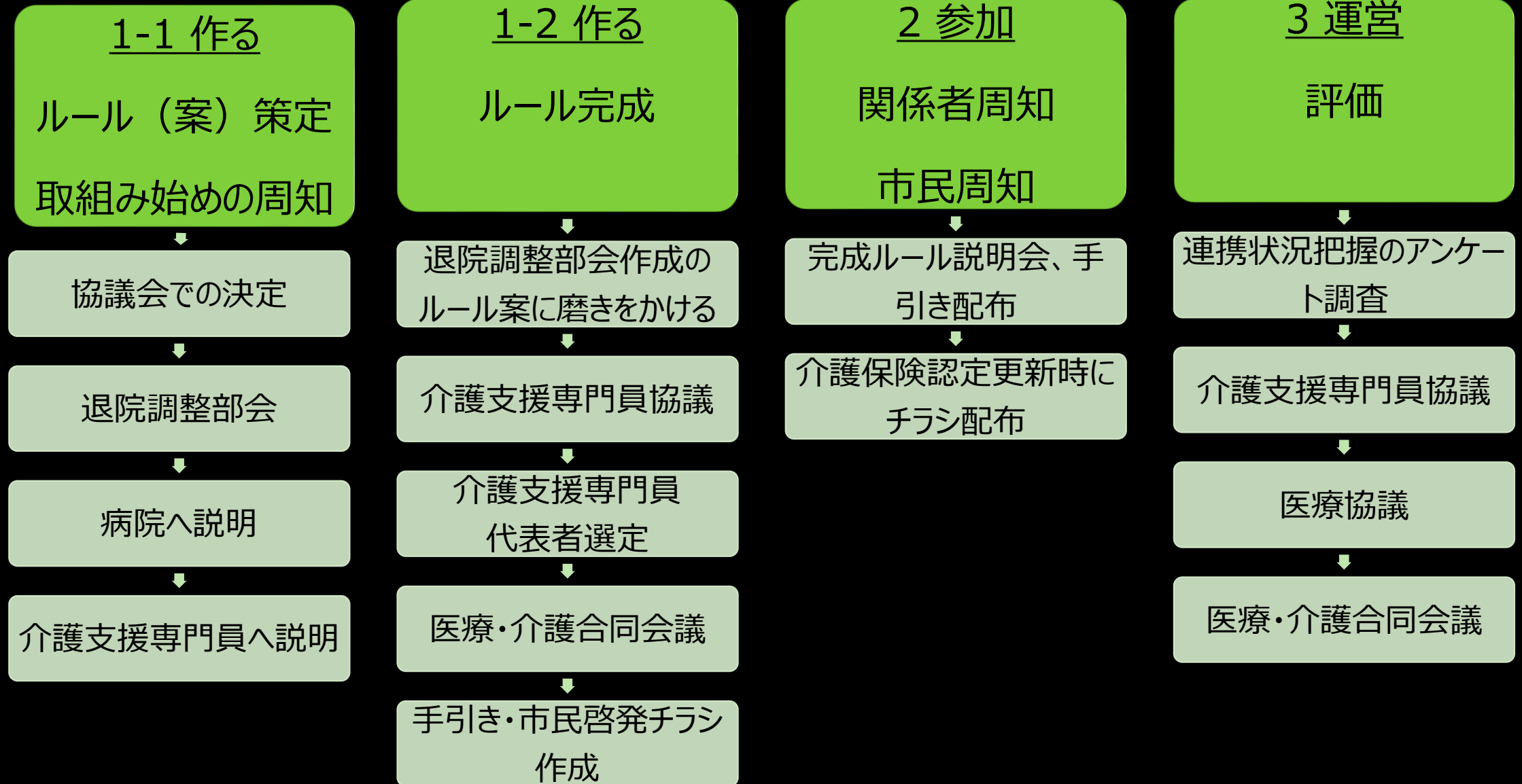
運用評価の時期に合わせ、未参加の病院に参加を呼びかける



最終的には全病院の参加を目指す

有床診療所については、ルールを運用しながら検討する。

退院調整ルール策定の取組みの概要



退院調整ルール策定に関する今後の進め方

久留米市保健所 健康推進課